

徳島県那賀郡那賀町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

那賀町議会では、平成 24 年 9 月定例会において、議会改革調査特別委員会を設置し、議員定数や報酬について、また議会の活性化に向けた取り組みを協議。

平成 25 年 11 月の改選後においても同委員会を設置し、毎月開催して様々な活性化策について協議を行い、平成 29 年 9 月定例会議では、今任期の集大成として、議会基本条例を制定するまでに至った。

議員定数に関しては、平成 17 年 3 月の合併により、52 名であった議員数が、平成 17 年 11 月に 19 名、平成 21 年 11 月に 16 名と徐々に削減を行ってきたが、平成 24 年 10 月、住民から定数削減に関する要望書が出され、平成 25 年 3 月定例会において不採択と決定し、同定例会において、議会改革調査特別委員会が提案した 2 名削減案が、賛否同数となり、議長裁決により否決となった。その後、要望書を提出した住民らが、500 人の町民を対象としたアンケート調査を独自に実施し、住民の意識と乖離しているとして、平成 25 年 9 月に再度要望書が提出された。アンケートの調査方法や設問の内容等において、疑念があったため、平成 25 年 9 月定例会において不採択としたが、定数問題については、その後においても、継続的に協議を行い、平成 27 年 6 月定例会において、次期任期の平成 29 年 11 月より 2 名削減し 14 名となった。

このような、議員定数の変遷の中で、住民から度重なる削減要望が出されたことを重く受けるとともに、このことは、議会や議員活動が住民に理解されていない証拠であるとして、議会の活性化に向けた取り組みを積極的に行うこととなった。主な取り組みとしては、

○議員研修会の開催

平成 24 年より、専門的知見の活用を図り、研修会を実施している。平成 24 年 1 回、平成 25 年 2 回、平成 26 年 2 回、平成 27 年 2 回、平成 28 年 5 回、平成 29 年 2 回。研修会の主な内容は、議会改革についてのほか、町の主要な課題となっている森林整備や山地・河川の防災についてなど、専門分野について調査研究している。この研修を踏まえ、政策形成や監視機能の強化に結びつけている。

○議会アドバイザーの委嘱

議会の活性化、議会運営に関する事項及び政策立案に要する専門的知識を習得するため、議会アドバイザー設置要綱を平成 27 年 9 月に制定し、現在は 1 名ではあるが、地方自治、地方議会の研究者をアドバイザーとして委嘱している。今後は多方面においてのアドバイザーを委嘱していく計画である。

○政策立案

平成 26 年 6 月から開始した議員間自由討議や前述の議員研修会により、平成 27 年より、委員会や議員による、条例や予算修正案を提出することになった。これまで、条例の制定が 4 件、一部改正が 2 件、予算の修正を 1 件可決している。

※委員会及び議員による条例の制定及び一部改正

①那賀町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正…平成 27 年 2 月臨時会（議員提案）

- ②那賀町山づくり条例の制定…平成 27 年 3 月定例会（産業厚生常任委員会提案）
- ③那賀町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正…平成 27 年 9 月定例会（議員提案）
- ④とくしまNAKAドローンの日条例の制定…平成 28 年 3 月定例会（議員提案）
- ⑤那賀町ネコの愛護及び管理に関する条例の制定…平成 29 年 3 月定例会議（産業厚生常任委員会提案）
- ⑥那賀町住宅改修助成条例の制定…平成 29 年 9 月定例会議（議員提案）
- ※議員による予算の修正
- ①平成 27 年度那賀町一般会計予算、介護保険事業特別予算…平成 27 年 3 月定例会（議員提案）

○監査の請求

議会の監視機能をより確実とするため、地方自治法第 98 条第 2 項の規定に基づき、監査委員に対し、監査請求を行い、監査結果に基づき、長等の責任を追究した。

- ①平成 26 年 6 月…那賀町第三セクター 株式会社もみじ川温泉 平成 25 年度決算について
- ②平成 27 年 6 月…那賀町総合交流促進施設の指定管理者の指定手續について

○通年の会期制

議会機能を強化し、経費増加とはせず、町民サービスの向上につなげることを大前提として、地方自治法第 102 条の 2 の規定により通年の会期制を導入した。

専門家を招致しての研修会や先進議会への調査を経て、全員協議会での協議により、条例で定期的開催する日を定め、計画的な議会スケジュールを取り入れる方がメリットはあると総合的に判断し、平成 28 年 11 月 1 日より実施している。

○議会基本条例の制定

平成 26 年 5 月に、全国に先駆けて議会基本条例を制定された、北海道栗山町議会研修し、条例ありきではなく、住民のために何ができるかを模索し、協議を重ね、研修会の開催や政策立案、住民との対話集会（のちに車座会議とする）、議会の見える化に取り組み、ある程度の成果を得ることができたことから、平成 29 年 3 月より、議会改革調査特別委員会で本格的な協議を開始し、平成 29 年 9 月 19 日の本会議において可決し、次期会期に当たる、平成 29 年 11 月 1 日より施行することとなった。

2 住民に開かれた議会

那賀町議会では、合併前の旧鷺敷町において町営のケーブルテレビにより、議会の会議は生中継及び録画放送を放映していたことから、合併後においても、継続して行っている。また、インターネットによるオンデマンド放送も視聴できる環境にしており、住民にとっては、いつでも自分の好きな時に議会中継を視聴できる環境づくりに努めている。

常任委員会の審査模様についても、平成 27 年 6 月からインターネットによ

るオンデマンド放送を開始し、本会議のみならず、常任委員会での活発な審査模様を視聴できる環境を整備した。また、ケーブルテレビやホームページ上に、議会の日程や一般質問通告書を事前に広報し、住民の議会への関心を高め、傍聴や視聴率アップにつなげている。本庁舎玄関口には、平成 28 年 6 月より、議会掲示板を設け、今月の会議予定や、先月分の委員会等の活動報告を掲示し、広く住民に周知している。

平成 27 年 9 月に議会放送に関するアンケート調査を、町内全世帯を対象として実施した。回収率は 1 割程度であったが、回答された住民の関心が意外と高かったことに反し、議員に対する批判が多く寄せられる結果となった。また、平成 28 年から成人式に際して、新成人にまちづくりや政治に関心があるかなどアンケート調査を行っている。これらの結果を踏まえ、議会の活性化や住民の声を聞く取り組みを行うようになった。

平成 27 年 12 月定例会において、パワーポイントを使った一般質問が試行され、平成 28 年 3 月定例会から、理事者側の答弁にも活用されるようになった。平成 28 年 9 月に導入したペーパーレス会議システムにより、タブレット端末を使った一般質問や理事者側による議案説明にも活用され、この端末の画面は同時にお茶の間にも届けていることから、住民からはわかりやすくなったと好評をいただくようになった。今後においても、ICT の利活用を積極的に取り入れていきたい。

ホームページ上においては、会議録検索システムを平成 26 年 7 月から導入し、住民が簡易に検索できるようになった。また、議員派遣等の成果報告書や委員会の会議概要も、平成 29 年 9 月から掲載し、開かれた議会、住民にわかりやすい議会を積極的に展開している。

平成 26 年 12 月より、町内の各種団体との意見交換会を実施することとなった。平成 27 年 9 月定例会において、車座会議実施要綱を制定し、意見交換会の名称を『那賀町議会車座会議』とした。平成 28 年 6 月には、地域住民との車座会議も実施するようになり、車座会議において出された意見により、条例の制定や一般質問など政策立案や議会審議に活かしている。

これまでの車座会議の実績は、平成 26 年 1 団体で参加者（議員含む）は 20 名、平成 27 年 5 団体で 134 名、平成 28 年 3 地域 3 団体で 191 名、平成 29 年 4 地域 4 団体で 221 名である。

3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

- 平成 26 年 27 年と 2 年連続して襲来した台風により、本町は甚大な被害が発生した。これを受けて議会では、河川を管理する徳島県やダムを管理する国土交通省、四国電力に対し、1 日でも早い復旧復興に全力を尽くすよう陳情活動を積極的に行ってきた。また、平成 27 年 9 月には、議会災害時行動マニュアルを制定し、平常時や非常時の議員の対応を定め、避難所における自主防災組織の運営支援や早期の復旧復興対策の推進に資するとともに、安全で安心なまちづくりを目指す取り組みを行っている。
- 平成 28 年 12 月定例会議において、那賀町議会表彰実施要綱を制定し、スポーツや学術、文化、社会活動等に関し、特に功績のあった個人又は団体に対して、その功労に報いるとともに、町民の郷土愛を育むことを目的として、毎年 3 月定例会議において表彰を行うこととした。

○平成 28 年 9 月定例会において、町民の住環境の向上と町内住宅関連産業の活性化を図るため、住宅の改修に要する経費の一部を補助し、補助の 2 分の 1 以上を商品券で交付することができるよう、那賀町住宅改修助成条例が議員提案され、産業厚生常任委員会に付託し、継続して審査が行われ、1 年後の平成 29 年 9 月定例会議において賛成者多数により可決された。

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行され、平成 32 年 3 月 31 日をもって効力を失うが、この条例により、改修にかかる経費の 5 分の 1 (限度額 30 万円) が交付されることになり、住民の住環境の改善と町内経済の循環が期待されているところである。